

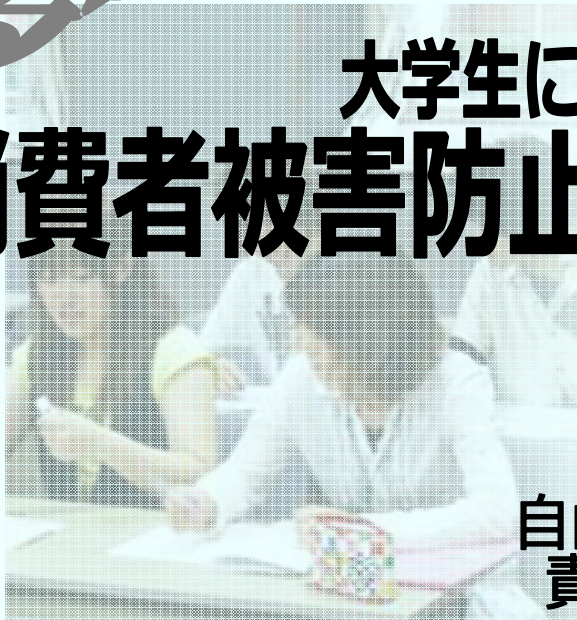
卒業後の自分へ… かっこいい大人になっ ていますか？



自立

夢

大学生による、大学生のための 消費者被害防止パンフレット



これからの大学生活、
はじめての一人暮らし。

自由になるということは、
責任をもつということ。

責任



消費者被害
全国大学生生活協同組合連合会
協賛：消費者庁

あなたと、あなたの友達は、大丈夫？

ほしいもの、
やりたいこと、
夢はたくさんあるけど
お金がない…

↑今すぐアクセス↑
期間限定！！急げ～p(≥▽≤)q

↑今すぐアクセス↑
期間限定！！急げ～p(≥▽≤)q



↑今すぐアクセス↑
期間限定！！急げ～p(≥▽≤)q

このような広告が広がっています。
(この広告はダミーですので、コードは読み取れません)



夢と目標を持って大学に入学したみなさん、これからは一人暮らし・アルバイト・資格取得・クレジットカードの使用…大学生活のなかでみなさんは多くの「契約」を行います。

この冊子では、間違った「契約」をして大学生活の夢や目標を見失わないためのアドバイスを、大学生の先輩がお送りします。

左のような広告を見たことはありませんか？

近年、学生の消費者被害が増えています。特に契約に親権者の同意が必要なくなる20歳からの被害は急増します。「だまされた！」と泣き寝入りする前に、消費者センターや大学の学生相談窓口を積極的に活用しましょう！

また、大学生を狙った携帯電話やパソコンの架空請求や不当請求が増えています。安易に契約をしてしまうと、突然高額な請求が来ることもありえます。

覚えておこう！契約のキホン

契約とは、法的な責任が生じる約束です。

販売者と消費者がお互い合意すれば、契約は成立します。契約書や印鑑・サインは証拠を残すためのものであって、たとえ口約束でも契約は成立します。また、契約は法律で認められている場合を除き、自分の都合でやめることはできません。

しかし、消費者にとって不都合な契約を結ばされたりした場合に、契約を取り消すことができることもあります。相手が契約を守らないときや返品特約がるとき、だまされたり脅されたりしたときがそれにあたります。



消費者契約法

消費者契約においては、事業者と消費者では契約に関する「情報量」「交渉力」に大きな差があるため、事業者の不適切な勧誘行為で結んだ契約を取り消し不当な契約条項の無効・適格消費者団体による差し止め請求などを定めた法律。

クーリング・オフ

訪問販売など特定の商取引に限って、一旦申し込みや契約をしても、一定期間内なら無条件で契約を解除できる制度。支払ったお金は全額返金され、損害賠償や違約金を支払う必要はない。

訪問販売契約 100人に4人
架空請求 100人に1人
宗教勧誘 100人に6人

大学生も、被害にあっています！

ワンクリック詐欺・不当請求

数多く送られてくる迷惑メールに添付されたURLをクリックすると突然、「登録されましたと表示されて」「無料サイトに登録したら出会い系サイトに勝手に登録されて」「メール交換してくれたらお礼に金銭をあげると言われ、出会い系サイトに誘導されて」不当な料金を請求される。

架空請求詐欺

身に覚えのないアダルトサイトや出会い系サイトの情報料などを手紙、はがき、メールなどで請求してくるもの。あわてて連絡をとると名前、住所等の個人情報を教えてしまうこととなります。

キャッチセールス

駅や繁華街の路上で、事業者が勧誘目的を告げずにアンケート調査などと称して呼びとめ、営業所等に連れて行き、商品販売やサービス提供の契約をさせる。

連鎖販売取引

個人を商品などの販売員として勧誘し、さらに入会すれば利益が得られると言って、商品の購入等の負担を伴う取引を行なうことで連鎖的に販売組織が拡大していくもの。「このビジネスに参加するだけで、誰でも簡単に年収〇百万円が可能。」などの「誰でも絶対に儲かる。」と言うような勧誘には注意が必要。

送りつけ商法

消費者が注文していない商品を、事業者が勝手に送り付け、消費者が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法。「商品が送付された日から14日間」又は「業者に商品の引渡しを請求した場合はその請求日から7日間」のいずれかが過ぎれば、事業者は商品の返還を請求できなくなる。

点検商法

「点検に来た」「無料で点検する」などといって家に上がり込み、「水質に問題がある」「ふとんにダニがいる」などと不安をあおり、商品やサービスを契約させる。

資格商法

「就職に有利」、「資格を必要とする仕事を提供できる」などといい、資格取得のための通信教育費用や授業料を支払わせる商法。

大学生をねらう「悪質商法」あなたは知っていますか？

実際に被害にあう大学生は年々増えています。

人ごとだと思わずに、考えてみましょう。

消費者被害にあわないためには？

1. いらぬものは「いりません」とはっきり断ることが肝心
2. 呼び出しや甘い誘いには簡単にはのらない
3. その場ですぐ契約せずよく確かめ、家族・友人など信頼できる人に相談を
4. 個人情報(住所・氏名・電話番号・口座等)を安易に提供しないように
5. 納得できない請求への支払いは慎重に
6. ネット取引では、相手の連絡先の確認と契約成立の画面を保存する
7. おかしいと思ったら、お近くの相談窓口へ



あなたは消費者トラブルに、遭わない自信がありますか？

あなたの生活チェックシート！

- | | | |
|-------------------------------|-----|----|
| 1 衝動買いをしてしまうことがよくある。 | Yes | No |
| 2 モノを買うときはブランド名にこだわる。 | Yes | No |
| 3 表示を見ないでモノを買うことが多い。 | Yes | No |
| 4 人から勧められると断れない。 | Yes | No |
| 5 取扱説明書なんてめんどくさいから読まない。 | Yes | No |
| 6 口で約束したくらいなら契約にはならないと思う。 | Yes | No |
| 7 携帯電話で1時間以上電話やメールをしていることがある。 | Yes | No |
| 8 クーリング・オフって何のことか知らない。 | Yes | No |
| 9 親友にならクレジットカードを貸してもいい。 | Yes | No |
| 10 「省エネ」って言うけど私一人くらい…って思う。 | Yes | No |

※診断結果はこのページの下をご覧ください！

必見！大学生協の行う消費者教育事業

大学生協では、昨年「大学生がダマされる50の危険」を発行しました！さらに詳しい消費者被害防止の提案について掲載しています。



大学生協が行っている「ダマされないチカラ養成セミナー」や「ダマされないチカラ養成Handbook」などについての情報は、以下のサイトをご覧ください！

阪神事業連合 消費者教育ページ

<http://www.kobeblock.jp/living/index.html>

ハンドブック電子版

<http://www.kobeblock.jp/living/ebook/index.html#page=1>

困ったときは「消費者ホットライン」へ

困ったら【消費者ホットライン】に相談！

まもろうよ みんなを
0570-064-370



Yesが0～2個…生活態度は優秀！周りの人にも賢い生活を勧めよう。
Yesが3～5個…生活態度はなかなか。知識をもっとつければ、もっとよい生活に。
Yesが6～8個…頭ではわかってはいるけど、実行力が伴わないかも。誘惑に負けない生活を！
Yesが9～10個の人…生活に少々問題あり。かしこい生活を送るための知識を身に着けよう！